

報告第2号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月5日提出

豊川市長 竹本幸夫

(財務部関係)

1	専決年月日	令和7年11月27日
	相手方	中日本高速道路株式会社
	損害賠償の額	138,067円
	概要	令和6年2月27日、豊川市千両町上西ノ谷53番58において、市の所有する土地に生えた木が倒れ、相手方の所有するフェンスに当たり、当該フェンスの一部が破損したことが発覚した。

(教育委員会関係)

1	専決年月日	令和7年11月14日
	相手方	豊川市在住の40代女性
	損害賠償の額	374, 633円
	概要	令和7年9月16日午前11時頃、豊川市立金屋小学校の駐車場において、折れた木の枝が相手方の所有する自動車に当たり、当該自動車の一部が破損した。